

電子提供措置の開始日2023年5月31日

第55期定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

株式
会社 **ID**ホールディングス

会社の現況

株式の状況

(2023年3月31日現在)

当社役員に対し事業年度中に交付した株式

該当事項はありません。

その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

会社役員に関する事項

責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役ならびに社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としています。

補償契約の内容の概要

当社と取締役ならびに監査役は、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しておらず、また、新たに締結する予定もありません。

役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を、子会社を含む取締役および監査役を被保険者として保険会社との間で締結しています。てん補の対象となる損害は、被保険者が負担すべき株主代表訴訟、第三者訴訟、会社訴訟等であり、補償内容は、てん補限度額5億円、免責金額0円、縮小てん補割合95%です。保険料は、会社負担としています。

会計監査人の状況

責任限定契約の内容の概要

当社定款においては、会計監査人の会社法第423条第1項の責任について、善意かつ重過失がないときは一定の限度を設ける契約を締結することができる旨を定めておりますが、現時点では会計監査人との間で責任限定契約を締結していません。

補償契約の内容の概要

当社は、会計監査人との間で補償契約を締結していません。

業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、以下のような体制の確立・推進を進めています。

① 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役および執行役員は、IDグループが共有すべきルール・考え方を定めた経営理念「IDentity」に基づき、企業倫理の確立に努めるとともに、法令、定款および社内規程の遵守の重要性を役職員に対し

繰り返し発信し、その周知徹底を図る。

- ② コンプライアンスの徹底を図るため、コンプライアンス所管の専担部署を設置し、「コンプライアンス基本規程」を定めるとともに、コンプライアンス意識の維持・確立、その周知徹底のための教育・啓蒙活動等を行う。
- ③ 当社グループにおける法令違反や社内ルール違反等の行為については、「内部通報規程」を制定し、通報または相談を受け付ける内部窓口（監査役ならびにコンプライアンス所管部署）と、通報を受け付ける外部窓口（顧問弁護士等）を設置し、問題の早期発見に努める。
- ④ 財務報告に係る信頼性を確保するため、別途「財務報告に係る内部統制方針」を定め、財務報告に係る内部統制のマネジメントシステムを構築し、その適正な運用に努める。
- ⑤ 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で組織的に対応し排除する。

② 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報・文書（電磁的媒体を含む）の取扱いは、社内規程およびそれに関する関連マニュアル等に従い適切に保存および管理（廃棄を含む）を実施し、必要に応じて運用状況の点検、各規程等の見直し等を行う。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、自然災害、情報セキュリティ、労務管理および品質管理等に係るリスクについては、取締役会の諮問機関である「グループリスク管理委員会」が、リスク状況のモニタリング、対策等を行い、取締役に報告する。個別リスクへの対応については、各々の所管部署が、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行う。

④ 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の迅速かつ適正な意思決定のために、「グループ経営会議」、「経営委員会」等を設置し、重要事項の事前審議等を行う。
- ② 業務執行に関する分掌・権限・手続き等を規程類により明確化するとともに、執行役員制度を導入し効率的な業務執行を図る。
- ③ 経営のマネジメントについては、中期経営計画および年度計画に基づき、各業務執行ラインが目標達成のために活動し、取締役会にて事業計画の進捗と業務の執行状況の確認を行う。
- ④ 取締役会規程により定められている事項およびその付議基準に該当する事項については、すべて取締役会に付議することを遵守する。

⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 当社グループにおける業務の適正を確保するため、「関係会社管理規程」ならびに「関係会社管理所管部署」を定め、関係会社の関連部署等とも連携して、その業務執行状況について管理・指導を行う。
- ② 経営監査所管部署は、当社グループの業務活動の適法性・効率性について監査する。
- ③ 監査役会のもとに「グループ監査役会議」を設置し、当社グループ各社の監査役が意見交換や情報交換を行うとともに、監査役の視点から、グループ全体に関わる事項について議論・検討を行う。

⑥ 監査役職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項

- ① 監査役のある場合、監査役職務を補助すべき部署として、専任部署の設置もしくは既存部署との兼務により、専任もしくは兼任の使用人1名以上を配置する。
- ② 前項の具体的な内容については、監査役の意見を聴取し、人事担当役員その他関係各方面の意見も十分に考慮して決定する。

⑦ 監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役職務を補助すべき使用人の任免・異動、人事評価、懲戒処分については、監査役会の同意を必要とする。

⑧ 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制

- ① 取締役およびその他の役職者は、監査役に対して、法定の事項にくわえ、当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の状況、内部通報制度の利用状況およびその内容をすみやかに報告する体制を整備する。報告の方法については、取締役との協議により決定する。
- ② 監査役は、「取締役会」、「グループ経営会議」その他重要な会議に出席する。

⑨ その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 役職員の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査のための環境を整備する。
- ② 監査役会は、代表取締役、会計監査人との定期的な意見交換を実施し、適切な意思疎通および効果的な監査業務の遂行を図る。

⑩ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループにおける、上記業務の適正を確保するための体制のおもな運用状況は、以下のとおりです。

① コンプライアンス体制

当社グループは、経営理念である「IDentity」を実践していくうえで、コンプライアンスの徹底・強化を経営上の重要な基本原則と位置づけています。「コンプライアンス基本規程」に基づき、コンプライアンス所管の専任部署を中心に、コンプライアンス意識のさらなる強化と周知徹底のための教育・啓蒙活動等に努めています。

内部通報制度については、「内部通報規程」を制定し、社内外の通報・相談窓口に監査役を追加することで、コンプライアンスに係る問題のよりいっそうの早期発見・解決に努めています。

② リスク管理体制

取締役会の諮問機関である「グループリスク管理委員会」を原則半期毎に開催することにくわえ、緊急の必要があるときは随時開催する体制としています。当期は損害の発生度・規模といった従来のリスク評価に、社会への影響度という新たな観点をくわえる等の見直しを行いました。

③ 取締役の効率的な職務執行体制

毎月1回の定例取締役会にくわえ必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営上の意思決定の迅速化を図るとともに、取締役会の諮問機関である「経営委員会」にて十分な時間をかけ自由闊達な議論を行っています。当期の経営委員会はおもに資本政策、組織体制、中期経営計画、出資などの重要案件を取り上げ、合計5回開催しました。

また、グループ各社の経営上の重要課題を協議する場として、常勤の取締役・監査役やグループ会社の経営幹部をメンバーとする「グループ経営会議」を、原則月1回開催しています。

④ グループ経営管理体制

グループ会社の経営管理については、「関係会社管理規程」に基づき、業務執行上の重要度に応じて、当社の取締役会または取締役の決裁を受ける体制を整備しています。当期は、グループ経営の効率化へ向け、連結子会社間の合併、吸収分割などの大幅な組織変更を実施したことにくわえ、前期行った管理部門業務の当社への移管の定着化を図りました。

⑤ グループの内部統制管理体制

グループの内部統制システムに係る体制の整備・運用状況を定期的に評価・検証するため、代表取締役社長を議長とする「グループ内部統制会議」を四半期毎に開催し、その審議結果を年2回取締役会に報告しています。当期は、インボイス制度対応、グループ共通規程や取引フローの整備、ルールの順守など、内部統制に関連する業務プロセスの見直しを推進しました。

⑥ 監査体制

監査役は、取締役会やグループ経営会議その他重要な会議に出席するとともに、監査役会において、代表取締役、会計監査人および内部監査部門との定期的な意見交換を行い、適切な意思疎通と効果的な監査業務の遂行に努めています。また、監査役会のもとに「グループ監査役会議」を設け、半期毎に監査役の視点からグループ全体の課題や問題点等を議論・検討するほか、監査役会からの問題提起や検討要請にも適宜対応しています。

株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

剰余金の配当等の決定に関する方針

① 利益配分に関する基本方針

当社は、株主の皆さまに対する利益還元を経営の重要課題のひとつとして認識し、強固な経営基盤の確保、安定収益、および自己資本利益率の向上に努め、業績に裏付けられた適正な利益配分を継続することを基本方針としています。

② 当期の配当

当期の期末配当につきましては、業績が堅調に推移していることを踏まえ、期初予想より5円増配した1株当たり25円を予定しており、年間配当は、中間配当の20円と合わせて、1株当たり45円を予定しています。また、内部留保資金につきましては、デジタルトランスフォーメーション（DX）関連の高付加価値分野において活躍できる技術者の育成、クラウドやAI、IoTなどにくわえ、Web3やメタバースといった新技術を利用したサービスの構築、新規商材の獲得、グローバル戦略の推進等への投資に充て、今後の事業の拡大、業績の向上を目指し努力してまいります。

③ 次期の配当

次期の配当につきましては、業績が堅調に推移することを見込み、1株当たり中間配当25円、期末配当25円の年間配当50円を予定しています。これは当期の年間配当予想45円より5円の増配となります。また、当中期経営計画期間（2023年3月期～2025年3月期）においては、配当にくわえて自己株式取得を含めた総還元性向50～60%を株主還元の目途とします。

注）総還元性向＝（配当総額＋自己株式取得額）÷親会社株主に帰属する当期純利益

連結株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	592,344	733,644	8,096,543	△817,549	8,604,982
当期変動額					
剰余金の配当			△680,075		△680,075
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,402,641		1,402,641
自己株式の取得				△79,953	△79,953
自己株式の処分		20,487		61,157	81,645
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	－	20,487	722,565	△18,795	724,257
当期末残高	592,344	754,132	8,819,108	△836,345	9,329,240

	その他の包括利益累計額				非支配株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	567,216	224,026	4,477	795,720	45,514	9,446,217
当期変動額						
剰余金の配当						△680,075
親会社株主に帰属する 当期純利益						1,402,641
自己株式の取得						△79,953
自己株式の処分						81,645
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	188,383	73,060	△3,766	257,677	4,043	261,720
当期変動額合計	188,383	73,060	△3,766	257,677	4,043	985,978
当期末残高	755,600	297,086	711	1,053,398	49,557	10,432,196

連結注記表

I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- (1) 連結子会社の数 10社
- (2) 主要な連結子会社の名称
 - 株式会社インフォメーション・ディベロップメント
 - 株式会社プライド
 - 艾迪系統開発（武漢）有限公司
 - INFORMATION DEVELOPMENT SINGAPORE PTE. LTD.
 - INFORMATION DEVELOPMENT AMERICA INC.
 - 愛ファクトリー株式会社
 - IDM INFORMATION DEVELOPMENT MYANMAR CO., LTD.
 - 株式会社IDデータセンターマネジメント
 - 株式会社DXコンサルティング
 - 株式会社システムデザイン

(注) 株式会社G I テクノスは、2022年4月1日に当社の連結子会社である株式会社インフォメーション・ディベロップメントを存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しています。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法を適用している非連結子会社および関連会社
該当事項はありません。
- (2) 持分法を適用していない非連結子会社および関連会社 1社
当社グループは、INNOVA Software Co., Ltdの議決権の20%を所有しておりますが、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しています。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社10社のうち9社の決算日は連結決算日と一致しています。また、艾迪系統開発（武漢）有限公司の決算日については12月31日ですが、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しています。

4. 会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

- ① 関係会社株式 ……移動平均法による原価法
- ② その他有価証券
 - ・ 市場価格のない株式等以外のもの…時価法
(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
 - ・ 市場価格のない株式等…移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準および評価方法

- ① 商品 ……総平均法による原価法
(連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
- ② 仕掛品 ……個別法による原価法

(3) 重要な減価償却資産の減価償却方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く） ……定率法

なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しています。

海外連結子会社は、主として定額法によっています。

なお、1998年4月1日以降に取得した取得価額10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法を採用しています。

- ② 無形固定資産（リース資産を除く） ……定額法

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年間）に基づく定額法によっています。

- ③ リース資産

・ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しています。

- ④ 長期前払費用 ……定額法

なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。

(4) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

- ② 賞与引当金

従業員（取締役でない執行役員を含む）の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しています。

- ③ 役員賞与引当金
役員賞与の支出に備えるため、当連結会計年度末における期末要支給額を計上しています。
 - ④ 役員退職慰労引当金
連結子会社の一部は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しています。
 - ⑤ 製品保証引当金
製品の将来予想される瑕疵担保費用の支出に備えるため、保証見込額を計上しています。
- (5) 退職給付に係る会計処理の方法
- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。
 - ② 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌連結会計年度から損益処理しています。
 - ③ 連結子会社の一部は、確定拠出年金制度を採用しています。
 - ④ 連結子会社の一部は、退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。
- (6) 重要な収益および費用の計上基準
- 当社グループは、以下の5ステップを適用することにより収益を認識しています。
- ステップ1：顧客との契約を識別する。
 - ステップ2：契約における履行義務を識別する。
 - ステップ3：取引価格を算定する。
 - ステップ4：取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する。
 - ステップ5：履行義務を充足した時点で（または充足するにつれて）収益を認識する。

当社グループは、システム運営管理、ソフトウェア開発および製品の販売を行っており、それぞれ以下のとおり収益を認識しています。

収益は、顧客との契約に示されている対価に基づいて測定され、第三者のために回収する金額は除きます。当社グループは、財またはサービスに対する支配を顧客に移転した時点で収益を認識します。

履行義務の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素を含んでいません。

システム運営管理

システム運営管理を収益の源泉とする取引には、SE サービスおよび保守取引、その他の役務を提供する取引が含まれています。このような取引は、日常的または反復的なサービスであり、契約に基づき顧客にサービスが提供される時間の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり顧客との契約において約束された金額を按分し収益を認識しています。

ソフトウェア開発

ソフトウェア開発を収益の源泉とする取引には、請負契約または準委任契約によるシステム開発およびインフラ構築取引が含まれています。

請負契約による取引については、開発中のシステム等を他の顧客または別の用途に振り向けることができず、完了した作業に対する支払を受ける強制可能な権利を有します。そのため、システム開発およびインフラ構築の進捗によって履行義務が充足されていくものと判断しており、完成までに要する総原価を合理的に測定できる場合には、原価比例法（期末日における見積総原価に対する累積実際発生原価の割合に応じた金額）で収益を認識しており、合理的に測定できない場合は、発生した原価のうち回収されることが見込まれる費用の金額で収益を認識しています。顧客に請求する日より先に認識された収益は、契約資産として認識されています。

準委任契約による取引については、契約期間にわたり概ね一定の役務を提供するため、時間の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり顧客との契約において約束された金額を按分し収益を認識しています。

製品販売

製品販売を収益の源泉とする取引には、ハードウェア・ソフトウェア販売が含まれています。このような取引は、ハードウェア・ソフトウェア等の顧客への製品引き渡し、検収の受領等、契約上の受渡し条件を充足することで、履行義務が充足されるものと判断しており、当該時点で顧客との契約において約束された金額で収益を認識しています。

顧客への財またはサービスの提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る対価の総額から仕入先等に支払う額を控除した純額で収益を認識しています。

(7) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。なお、在外子会社の資産および負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しています。

(8) のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、6年間から8年間の定額法により償却を行っています。

II. 会計方針の変更に関する注記

(「時価の算定に関する会計基準」等の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

III. 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めて表示していた「受取保険金及び配当金」は営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記しています。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結計算書類の組替えを行っています。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外収益」の「その他」に表示していた59,874千円は、「受取保険金及び配当金」8,191千円、「その他」51,683千円として組み替えています。

IV. 会計上の見積りに関する注記

のれんの評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん 1,304,134千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

のれんの償却については、その超過収益力の効果が発現すると見積られる期間(6年から8年)の定額法により償却を行っています。のれんは減損の兆候があると認められた場合、減損損失の認識の要否を判定する必要があります。のれんの減損を認識する場合、翌連結会計年度の連結計算書類においてのれんの金額に重要な影響を与える可能性があります。

V. 追加情報

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う会計上の見積りについて)

当社グループでは、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りについて、連結計算書類作成時において入手可能な情報に基づき実施しています。

新型コロナウイルス感染症の収束時期など正確に予測することは、困難な状況となっていますが、当連結会計年度における新型コロナウイルス感染症の感染拡大による当社グループ事業への影響は限定的であったため、将来においても影響は限定的であると仮定し、会計上の見積りを行っています。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による経済環境に変化が生じた場合は、当社グループの財政状態および経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

VI. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 1,201,949千円

VII. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度 末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	18,066,453	—	—	18,066,453
合計	18,066,453	—	—	18,066,453
自己株式				
普通株式 (注) 1、2、3	1,476,462	95,799	101,094	1,471,167
合計	1,476,462	95,799	101,094	1,471,167

(注) 1. 普通株式の自己株式の増加数の内訳は、次のとおりです。

単元未満株式の買取請求による増加 1,899株
株式給付信託口の取得による増加 93,900株

2. 普通株式の自己株式の減少数の内訳は、次のとおりです。

株式給付信託口からの株式給付による減少 6,880株
単元未満株式の売渡請求による減少 314株
自己株式の処分による減少 93,900株

3. 普通株式の自己株式の株式数には、株式給付信託 (BBT) および株式給付信託 (J-ESOP) 制度に係る信託財産として株式会社日本カストディ銀行 (信託 E 口) が保有する当社株式 (当連結会計年度期首365,197株、当連結会計年度末452,217株) が含まれています。

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

(i) 2022年6月17日開催の第54期定時株主総会による配当に関する事項

・ 配当金の総額	339,103千円
・ 1株当たりの配当金	20円
・ 基準日	2022年3月31日
・ 効力発生日	2022年6月20日

なお、配当金の総額は株式給付信託（BBT）および株式給付信託（J-ESOP）制度に係る信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式に対する配当金7,303千円を含めて記載しています。

(ii) 2022年10月31日開催の取締役会による配当に関する事項

・ 配当金の総額	340,971千円
・ 1株当たりの配当金	20円
・ 基準日	2022年9月30日
・ 効力発生日	2022年12月5日

なお、配当金の総額は株式給付信託（BBT）および株式給付信託（J-ESOP）制度に係る信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式に対する配当金9,168千円を含めて記載しています。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌連結会計年度になるもの

2023年6月23日開催の第55期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・ 配当金の総額	426,187千円
・ 1株当たりの配当金	25円
・ 基準日	2023年3月31日
・ 効力発生日	2023年6月26日

なお、配当金の総額は株式給付信託（BBT）および株式給付信託（J-ESOP）制度に係る信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式に対する配当金11,305千円を含めて記載しています。

Ⅷ. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産に限定して運用しています。また、必要な資金は銀行借入により調達しています。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である受取手形および売掛金は顧客の信用リスクが存在します。投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式および社債であり、市場価格の変動リスクおよび発行体の信用リスクが存在します。差入保証金は主に事業所を賃借する際に支出したものであり、預入先の信用リスクが存在します。

未払法人税等は、法人税、住民税および事業税に係る債務であり、すべて1年以内に納付期日が到来します。

借入金は、主に営業取引に関わる資金調達であり、その一部は、変動金利であるため金利の変動リスクが存在します。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権である受取手形および売掛金は、当社の債権管理規程に従い、取引相手ごとに期日および残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っています。連結子会社についても、当社の債権管理規程に準じて、同様の管理を行っています。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有継続について検討を行っています。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、経理部が適時に将来一定期間の資金収支の見込みを作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しています。連結子会社においても同様の管理を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(5) 信用リスクの集中

当連結会計年度の連結決算日現在における営業債権のうち59.8%は大口顧客14社に対するものです。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等と認められるものは含まれていません（(注) 1. 参照）。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金、未収入金、買掛金、短期借入金および未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しています。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券 その他有価証券	1,598,347	1,598,347	—
(2) 差入保証金	285,952	263,955	△21,997
資産計	1,884,300	1,862,303	△21,997
長期借入金	725,100	722,869	△2,230
負債計	725,100	722,869	△2,230

(注) 1. 市場価格のない株式等と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	266,719

これらについては、「(1) 投資有価証券」には含めていません。

2. 金銭債権および満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 (千円)
受取手形	2,200	—
売掛金	5,903,800	—
投資有価証券		
その他有価証券のうち満期があるもの		
債券 (社債)	—	100,000
差入保証金	2,177	283,774
合計	5,908,178	383,774

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価：同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産および金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	1,473,401	－	－	1,473,401
社債	－	104,250	－	104,250
その他	20,696	－	－	20,696
資産計	1,494,097	104,250	－	1,598,347

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産および金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	－	263,955	－	263,955
資産計	－	263,955	－	263,955
長期借入金	－	722,869	－	722,869
負債計	－	722,869	－	722,869

(3) 時価の算定に用いた評価技法およびインプットの説明

投資有価証券

上場株式および社債は相場価格を用いて評価しています。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しています。一方、社債は活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しています。

差入保証金

差入保証金の時価は、合理的に見積りした差入保証金の返還予定時期に基づき、信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値によって算定しており、レベル2の時価に分類しています。

長期借入金

長期借入金の時価は、残存期間における元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値によって算定しており、レベル2の時価に分類しています。

IX. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しています。

X. 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

サービス別による分解情報

(単位：千円)

売上高	
システム運営管理	13,637,944
ソフトウェア開発	11,458,919
ITインフラ	2,602,815
サイバーセキュリティ・ コンサルティング・教育	2,934,271
その他	467,401
合計	31,101,353

収益認識の時期による分解情報

(単位：千円)

売上高	
一時点で移転される財およびサービス	2,597,221
一定の期間にわたり移転される財 およびサービス	28,504,131
合計	31,101,353

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「会計方針に関する事項」の「重要な収益および費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 当期および翌期以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約負債の残高等

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、23,706千円です。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

未充足（または部分的に未充足）の履行義務の残存期間別の残高は次のとおりです。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

1年以内	6,822,836千円
1年超	49,170千円
合計	6,872,006千円

XI. 1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	625円64銭
2. 1株当たり当期純利益	84円54銭

株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	592,344	543,293	192,169	735,462	43,687	4,210,000	3,097,014	7,350,702
当期変動額								
剰余金の配当							△680,075	△680,075
当期純利益							1,388,024	1,388,024
自己株式の取得								
自己株式の処分			20,487	20,487				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	－	－	20,487	20,487	－	－	707,949	707,949
当期末残高	592,344	543,293	212,656	755,950	43,687	4,210,000	3,804,964	8,058,651

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△817,549	7,860,959	549,544	549,544	8,410,504
当期変動額					
剰余金の配当		△680,075			△680,075
当期純利益		1,388,024			1,388,024
自己株式の取得	△79,953	△79,953			△79,953
自己株式の処分	61,157	81,645			81,645
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			179,142	179,142	179,142
当期変動額合計	△18,795	709,641	179,142	179,142	888,783
当期末残高	△836,345	8,570,601	728,686	728,686	9,299,288

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準および評価方法

- (1) 子会社株式 ……………移動平均法による原価法
- (2) その他有価証券
 - ・ 市場価格のない株式等以外のもの ……………時価法
(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
 - ・ 市場価格のない株式等 ……………移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く） ……定率法
なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しています。
なお、1998年4月1日以降に取得した取得価額10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法を採用しています。
- (2) 無形固定資産（リース資産を除く） ……定額法
なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。
ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年間）に基づく定額法によっています。
- (3) リース資産
 - ・ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しています。
- (4) 長期前払費用 ……………定額法
なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。

3. 引当金の計上基準

- (1) 賞与引当金
従業員（取締役でない執行役員を含む）の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しています。
- (2) 役員賞与引当金
役員賞与の支出に備えるため、当事業年度末における期末要支給額を計上しています。

4. 収益および費用の計上基準

当社の収益は、子会社からの経営指導料および受取配当金となります。経営指導料においては、子会社への契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、業務が実施された時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益および費用を認識しています。受取配当金については、配当金の効力発生日をもって認識しています。

5. のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、8年間の定額法により償却を行っています。

II. 会計方針の変更に関する注記

(「時価の算定に関する会計基準」等の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、計算書類に与える影響はありません。

III. 会計上の見積りに関する注記

関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式 7,195,629千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

関係会社株式の評価については、一部の子会社は当期末日現在における実質価額が帳簿価額を下回っていますが、各子会社の今後の事業計画に基づき実質価額が回復するものと仮定しています。

上記の仮定は、事業計画について不確実性があり、経済状況等によっては翌事業年度の計算書類において関係会社株式の金額に重要な影響を与える可能性があります。

IV. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	797,084千円
2. 関係会社に対する金銭債権債務	
短期金銭債権	1,083,669千円
短期金銭債務	472,433千円

V. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

(1) 営業収益	4,185,346千円
(2) 営業費用	357,556千円
(3) 営業外取引の取引高	21,400千円

Ⅵ. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	1,476,462	95,799	101,094	1,471,167
合計	1,476,462	95,799	101,094	1,471,167

(注) 1. 普通株式の自己株式の増加数の内訳は、次のとおりです。

単元未満株式の買取請求による増加 1,899株
株式給付信託口の取得による増加 93,900株

2. 普通株式の自己株式の減少数の内訳は、次のとおりです。

株式給付信託口からの株式給付による減少 6,880株
単元未満株式の売渡請求による減少 314株
自己株式の処分による減少 93,900株

3. 普通株式の自己株式の株式数には、株式給付信託 (BBT) および株式給付信託 (J-ESOP) 制度に係る信託財産として株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が保有する当社株式 (当事業年度期首365,197株、当事業年度末452,217株) が含まれています。

Ⅶ. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	9,246千円
未払事業所税	830千円
賞与引当金	19,639千円
未払費用	3,778千円
長期未払金	32,944千円
会社分割に伴う関係会社株式	315,704千円
投資有価証券評価損	31,020千円
減損損失	123,009千円
その他	215,246千円
繰延税金資産小計	751,419千円
評価性引当額	△354,541千円
繰延税金資産合計	396,877千円
繰延税金負債	
長期未収入金	14,132千円
その他有価証券評価差額金	322,240千円
繰延税金負債合計	336,373千円
繰延税金資産の純額	60,504千円

VIII. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	株式会社インフォメーション・ディベロップメント	所有 直接100%	資金の借入 役員の兼任 経営管理 従業員の出向受入 管理業務の委託 研究開発業務の委託	利息の支払（注1）	643	短期借入金	200,000
				経営管理料の受取（注2）	1,507,611	未収入金	414,595
				出向料の支払	502,932	未払費用	10,585
子会社	株式会社プライド	所有 直接 92.7%	経営管理 資金の借入	利息の支払（注1）	1,522	短期借入金	200,000
子会社	株式会社IDデータセンターマネジメント	所有 直接 100%	役員の兼任 経営管理 資金の借入	経営管理料の受取（注2）	1,090,229	未収入金	299,817
				配当金の受取（注3）	960,000	-	-
子会社	株式会社システムデザイン	所有 直接 100%	役員の兼任 経営管理 資金の貸付	利息の受取（注1）	700	短期貸付金	200,000

(注) 1. 資金の貸付および借入については、市場金利を勘案して決定しています。

2. 取引条件等については、双方協議のうえ、契約等に基づき合理的に決定しています。

3. 配当金の受取については、剰余金の分配可能額を基礎とした一定の基準に基づき合理的に決定しています。

IX. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

「収益および費用の計上基準」に記載のとおりです。

X. 1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 560円36銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 83円66銭 |